

岡山市勤労者サポートプラザ戦略的営業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市内の中小企業に働く従業員及び事業主の福利厚生の上昇と、中小企業の振興発展を図るため、予算の範囲内において岡山市勤労者サポートプラザ戦略的営業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山市内の中小企業に働く従業員及び事業主の福利厚生の上昇及び中小企業の振興発展を図るための事業であって、岡山市勤労者サポートプラザの魅力を高め、会員拡大を図り、収入増を目指す次の各号のいずれをも満たす事業とする。

- (1) 提携店拡大事業
- (2) 会員加入促進事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない場合は、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付金額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）で、9,000,000円を上限とする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(補助金の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部を交付できる場合は、市の補助金の交付決定額が、補助事業に係る全収入金額の100分の30以上の割合を占める場合とする。

2 補助金の完了前交付は、前期及び後期の2回に分けて行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。